

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月19日から施行し、改正後の別表1は令和5年4月1日から適用する。</u>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料	(略)	(略)	処置料	(略)	(略)
等	婦人科腫瘍予防料		等	婦人科腫瘍予防料	
	ワクチン接種料（サーバリックス）	<u>16,665</u>		ワクチン接種料（サーバリックス）	<u>16,643</u>
	ワクチン接種料（ガーダシル）	<u>16,665</u>		ワクチン接種料（ガーダシル）	<u>16,643</u>
	ワクチン接種料（シルガード <u>9</u> ）	<u>28,160</u>		ワクチン接種料（シルガード）	<u>25,300</u>
	(略)			(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】 旭川市および他3町と締結している診療契約の婦人科腫瘍予防料に係る金額が変更となったことに伴い、自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。					